

「栃木県特別支援教育推進計画（2026－2030）」（案）（概要）

1 策定の趣旨

障害の有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会の実現を目指し、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを構築するため、本県の特別支援教育に関する施策を総合的かつ明確に示す「特別支援教育推進計画」を策定します。

2 計画の性格

栃木県重点戦略（次期プラン）に掲げる将来像の実現に向け、教育行政分野の計画として策定された「とちぎ教育ビジョン（2026－2030）」の特別支援教育分野における計画として位置付け

3 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで（5年間）

4 本県における 特別支援教育

基本的な考え方

I 「こどもが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を構築する」
～全てのこどもへの指導・支援の充実～

II 「障害のあるこどもが生涯にわたり自立し社会参加していく」
～障害のあるこどもへの指導・支援の充実～

5 計画の柱

第1 全教員のこども理解の促進と実践的な指導力の向上

第2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の充実

第3 教育の基盤整備

6 施策体系

3つの計画の柱、13の施策、28の主な取組

計画の柱		基本施策		主な取組		
Ⅰ	全教員のこども理解の促進と実践的な指導力の向上	1	全教員のこども理解に基づく特別支援教育に関する専門性の向上	小・中・高等学校における教員の研修等の充実	特別支援学校における教員の研修等の充実	
		2	校内支援体制の充実	小・中・高等学校における組織的な指導・支援の充実	特別支援学校のセンター的機能等の校内体制の充実	
		3	障害の有無に関わらず、相互理解を深めるための取組の充実	全ての幼児児童生徒が安心できる学級づくりの充実	交流及び共同学習の充実	地域と連携した教育活動の充実
		4	個別の教育支援計画を活用した指導・支援の充実	本人・保護者の参画による個別の教育支援計画の作成・活用の推進	幼児児童生徒の「うまくいっている状況」を生かした指導・支援の充実	
		5	自立活動の指導の充実	特別支援学校における一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実	小・中・高等学校における一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実	
		6	進路指導、職業教育の充実	主体的な進路選択に向けた情報提供、適切な指導・支援の充実	特別支援学校における職業教育・就労支援の充実	
		7	デジタル学習基盤を活用した指導・支援の充実	デジタル人材の育成に向けた教育の充実	デジタル学習基盤を効果的に活用した授業等の充実	
Ⅱ	就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の充実	1	個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎの推進	幼稚園等から小学校、小学校から中学校への引継ぎの推進	中学校から高等学校への引継ぎの推進	高等学校から進路先への引継ぎの推進
		2	家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携強化	学校と家庭の連携	学校と関係機関の連携	学校と地域の連携
		3	医療的ケア児への支援体制の充実	医療的ケア実施体制の強化		
		4	障害のあるこどもに対する教育支援の推進	一人一人の教育的ニーズに応じた就学先決定への支援	県教育支援体制の充実	
Ⅲ	教育の基盤整備	1	学校安全の徹底・充実	学校における安全管理体制の強化	安全教育の充実	
		2	特別支援学校における施設・設備の整備	施設等の整備		